

広島県告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十六年十月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市高野町岡大内字半戸五三二八、五三三〇から五三三二まで、五三三五の二、五三三六の一、五三三六の二、五三三七から五三四二まで、五三四三の一、五三四三の二、五三四四から五三五二まで、五三五三の二、五三五四から五三五六まで、五三五七の二、五三三八、五三三九の二から五三五九の三まで、五三六〇、五三六一の一、五三六五から五三六八まで、五三七〇、五三七一、五三七五、五三八〇の一、五三八一から五三八七まで、五三八九、五三九一、五三九二、字大内五三九三、五三九四の一から五三九四の五まで、五四〇二の一、五四〇二の八

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

() 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。()